

議案第三十號

町税課税免除の件

次に掲げる固定資産に對しては、地方税法(昭和二十五  
年法律三六号)第六条第一項の規定を適用して昭和三十  
三年度に限り固定資産税を課税しないものとする

記

一 三朝町大字本泉 旭有線放送協会が所有する  
有線放送の用に供する施設の全部

原案可決

昭和三十三年五月七日 議決

三朝町長 坂出 雅

昭和三十三年五月七日 議決

三朝町議会議長 加藤 幸太郎

